

新年のごあいさつ

品川労働基準監督署
署長 尾城 雄二



新年あけましておめでとうございます。

品川労働基準協会並びに会員の皆様には平素より当署の業務推進に格別のご協力とご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

昨年は、コロナ禍のため貴協会の様々な行事の開催が困難になり、皆様と直接お会いして労務管理、安全衛生管理の手法など色々とお話をする機会がなくなり残念に思っております。コロナ禍においても貴協会を通じ会員皆様に労務関係等の有用な情報を提供して参りますのでよろしくお願いいたします。

コロナ禍にあって、働き方改革が多様な働き方として推奨するサテライト勤務、在宅勤務テレワーク等が多く事業場で導入されております。コロナが終息した後においても在宅勤務を始めとした効率的な働き方は残っていくものと思われれます。

一方でコロナ禍の影響による休業、雇止め、解雇等労働者を取り巻く労働環境は一層厳しさを増しており、このような雇用維持に係る労働者のセーフティネットを確保すべく全力で取り組んでいるところです。

この他、働き方改革関連法により年次有給休暇の5日間の取得義務化とパワハラはパワハラ防止法が施行されたこともあり、年休とパワハラの相談件数が増大しております。また、精神障害による労災請求事案が右肩上がり増加し、その発病の原因となるものとしてパワハラと長時間労働が挙げられております。

パワハラに関しては、パワハラ防止法が昨年6月に施行(中小企業は令和4年4月から)され、パワハラ防止対策が事業者に義務化されました。長時間労働は、働き方改革関連法の柱である時間外労働の上限規制が昨年4月から全面施行になり、一部の業種業務を除き月の残業時間が100時間未満とし、2月から6月を平均して月80時間以下との制限がされました。目的は過労死等を撲滅するためであり、適正な労働時間管理をして働きやすい職場づくりが求められております。

労働災害対策については、今年は13次防の中間年であり品川署13次労働災害防止計画の見直しをしました。目標を定め、災害発生のボリュームゾーンである建設業、運輸交通業、第3次産業に対して災害傾向を分析し、リーフレットの作成・配布等重点的に取り組んでおります。第13次防に関するリーフレットは署のホームページに記載しております。

労働災害防止対策とともに働き方改革を実現するには、監督署の一番のパートナーである貴協会と緊密な連携は欠かせません。コロナ禍により在宅勤務の普及等働き方が変容するように考えますが、品川目黒地区で働く皆様が安心して働くことができるような職場づくりを全力支援して参りますので引き続きよろしくお願い申し上げます。

末筆になりましたが、貴協会のますますの発展と会員皆様のご健勝とご繁栄を心から祈念申し上げ、新年の挨拶とさせていただきます。